

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第1号)

平成21年9月1日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏 議員	2番	近 藤 郁 子 議員
3番	三 浦 桂 司 議員	4番	一 色 美 智 子 議員
5番	中 村 定 志 議員	6番	杉 浦 光 男 議員
7番	平 野 龍 司 議員	8番	山 田 英 明 議員
9番	石 橋 敏 明 議員	10番	平 野 敬 祐 議員
11番	村 山 金 敏 議員	12番	安 井 明 議員
13番	松 山 廣 見 議員	14番	榊 原 杏 子 議員
15番	山 盛 左 千 江 議員	16番	伊 藤 清 議員
17番	月 岡 修 一 議員	18番	堀 田 勝 司 議員
19番	矢 野 清 實 議員	21番	坂 下 勝 保 議員
22番	前 山 美 恵 子 議員		

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	深 谷 義 己 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	平 野 隆 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消防長	山 崎 力 君
教育部長	竹 原 寿 美 雄 君	企画部次長	横 山 孝 三 君
		兼企画政策課長	
総務部次長	加 藤 隆 之 君	市民部次長	加 藤 慎 君

兼財政課長		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳代志 君
兼高齢者福祉課長		兼保険年金課長	
経済建設部次長	柴 田 二三夫 君	総務課長	塚 本 邦 広 君
兼都市計画課長			
代表監査委員	古 橋 洋 一 君	監査委員事務局長	高 橋 芳 行 君

5. 議事日程

- (1) 会議録署名議員の指名
- (2) 会期の決定
- (3) 諸報告
- (4) 報告第4号 平成 20 年度豊明市継続費に係る精算報告について
 報告第5号 健全化判断比率の報告について
 報告第6号 専決処分事項の報告について(損害賠償の額の専決処分)
- (5) 議案上程・提案説明・討論・採決
 議案第 56 号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議案第 57 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (6) 認定議案上程・提案説明
 認定議案第1号 平成 20 年度豊明市一般会計歳入歳出決算認定について
 認定議案第2号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
 について
 認定議案第3号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
 ついて
 認定議案第4号 平成 20 年度豊明市土地取得特別会計歳入歳出決算認定につい
 て
 認定議案第5号 平成 20 年度豊明市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につい
 て
 認定議案第6号 平成 20 年度豊明市老人保健特別会計歳入歳出決算認定につい
 て
 認定議案第7号 平成 20 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計歳入歳出
 決算認定について
 認定議案第8号 平成 20 年度豊明市有料駐車場事業特別会計歳入歳出決算認
 定について
 認定議案第9号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につい
 て

認定議案第 10 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

(7) 議案上程・提案説明

- 議案第 58 号 市道の路線認定について
- 議案第 59 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 60 号 豊明市土地開発基金条例の一部改正について
- 議案第 61 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第 62 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 63 号 豊明市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 64 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第 65 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 議案第 66 号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について
- 議案第 67 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第 68 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第 69 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第 70 号 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開会

No.2 ○議長(坂下勝保議員)

皆さんおはようございます。

本日、平成 21 年第3回定例会が招集されるに当たり、定刻にご参集をいただきありがとうございました。

ただいまの出席議員 21 名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成 21 年豊明市議会第3回定例会を開会いたします。

市長よりあいさつを願います。

相羽市長。

No.3 ○市長(相羽英勝君)

皆さんおはようございます。

平成 21 年第 3 回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

一昨日行われました第 45 回衆議院議員選挙では、政権選択が最大の焦点として行われた選挙の結果、民主党が過半数を大きく上回る 308 議席を獲得して、政権交代を実現いたしました。

その結果、自由民主党は結党以来、初めて第 2 党に転落をしまい、非自民政権の発足は細川政権以来、16 年ぶりとなりました。

また、衆議院議員選挙で野党第 1 党が、単独過半数を得た政権交代というのは、現憲政下で初めてのことであり、日本の政治は大きな転換点を迎えております。

また、このことに遭遇しまして、今後の政権運営と政策課題の動向が大いに注目をされる場所であると思っております。

さて、本定例会に提案をさせていただきました案件は、補正予算を始め平成 20 年度決算認定を含めて 28 案件でございます。それぞれの案件に対し、議員各位の十分なお審議を賜りまして、全案件ともご承認を賜りますようお願いを申し上げて、開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

No.4 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

本定例会の議事運営につきましては、あらかじめ議会運営委員会でご協議をいただいておりますので、その結果を委員長より報告を願います。

山田英明議会運営委員長。

No.5 ○議会運営委員長(山田英明議員)

皆さんおはようございます。

議長よりご指名がありましたので、議会運営委員会の審査結果についてご報告を申し上げます。

今期定例会の運営について、去る 8 月 26 日に委員会を開催し協議をいたしましたが、その結果につきましては、既に皆さんに文書でお知らせしてありますので、主な事項のみご報告をいたします。

初めに、本定例会の日程につきましては、お手元に配付されております会議日程表のとおり、本日から 9 月 29 日までの 29 日間とし、一般質問につきましては、8 名の議員から通告がありましたので、9 月 2 日及び 3 日の 2 日間を質問日に充て、それぞれ 4 名ずつの質

問を行うことといたしました。

次に、付議案件の取り扱いについてであります。議案第 56 号及び議案第 57 号の 2 件につきましては、いずれも人事案件でありますので、本日即決することとし、認定議案 10 件につきましては、お手元に配付されております決算審査基準のとおり、提案説明・質疑・討論は一括して行い、採決のみ各認定議案ごとに行う運びとなりますので、ご留意を願います。

また、この認定議案 10 件は、9月8日の本会議において特別委員会を設置いたしまして、付託することとし、議案第 58 号から議案第 70 号については、所管の各常任委員会に付託することといたしました。

次に、陳情につきましては、お手元に配付しておりますとおり、陳情第 1 号から陳情第 4 号までの 4 件は、総務文教常任委員会に付託することといたしました。

最後に、討論につきましては、通告期限が 9 月 28 日の正午でありますので、お間違えのないようご留意を願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

No.6 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付をいたしました議事日程表に従い会議を進めます。

議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、市長以下関係職員の出席を求めたので、報告いたします。

日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

豊明市議会会議規則第 81 条の規定により、5 番 中村定志議員と 17 番 月岡修一議員を指名いたします。

日程 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 29 日までの 29 日間といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.7 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から 9 月 29 日までの 29 日間と決定いたしました。

日程 3、諸報告に入ります。

初めに、監査の結果について代表監査委員より報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.8 ○代表監査委員(古橋洋一君)

おはようございます。

ご指名をいただきましたので、例月出納検査及び定例監査等の監査の結果報告の補足説明を申し上げます。

初めに、地方自治法第 235 条の2第1項の規定により、例月出納検査を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、提出書の検査の対象欄に記載されておりますように、会計管理者所管に係る現金の平成 21 年4月から同年6月の各月末日現在の出納保管の状況を、平成 21 年5月 29 日、6月 24 日、7月 27 日にそれぞれ関係者の出席を得まして、例月出納検査表をもとに関係帳簿と指定金融機関等の残高証明書により、照合調査をいたしましたものでございます。

検査の結果につきましては、一般会計、特別会計、歳入歳出外現金及び基金は、適正に処理されていることを認めるものでございます。

続きまして、地方自治法第 199 条第1項、第2項及び第4項の規定により定例監査等を実施しましたので、その結果に関する報告をするものでございます。

内容につきましては、予算の執行並びに事務事業の実施状況について、人事秘書課、市民課を5月に、社会福祉課、高齢者福祉課、保険年金課を6月に監査したものでございます。

なお、監査の結果につきましては、5月に実施した人事秘書課においては、名刺・コピー代等の収入事務において、税外徴収票の納付状況欄に収納消込がなされておらず、納付状況が不明なものが見受けられたので、今後は収納確認を確実にされ、明かな収納状況の把握に努められたい件。

さらに、6月に実施した社会福祉課においては、総合福祉会館の高架水槽・受水槽修繕の予算執行事務において、不適切な事務が見受けられたので、留意されたいという件。

高齢者福祉課においては、豊明市老人福祉センター管理委託契約書において、業務仕様書に定める委託日の記載に誤りが見受けられたので、今後は契約書の記載内容を十分確認された上で契約されるよう留意されたい件。

保険年金課においては、豊明市健康増進事業費補助金の実績報告書において、提出時期が適切ではない。また、決算書に記載誤りが見受けられたので、今後は確実に検査を行い、適正な補助金の交付事務に努められたいという件でございます。

これらの指摘については、各課において速やかに適正な処理をさせたもので、また今後においても留意されたいというものでございます。

その他につきましては、総体的に適正な処理がなされているものと認めたものであります。

なお、例月出納検査及び定例監査等の詳細については、提出書のとおりでございますので、ご一読いただきたいと思います。

以上でございます。

No.9 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

続いて、今期定例会の告示日までに受理した陳情について報告いたします。

お手元に配付をいたしました陳情付託表のとおり、陳情第1号から陳情第4号までの4件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

次に、去る第2回定例会において議決されました友好自治体議員合同研修会への議員の派遣については、お手元に配付をいたしましたとおり、終了したことを報告いたします。

以上で諸報告を終わります。

日程4、報告第4号から報告第6号までの3件を一括議題といたします。

初めに、報告第4号について理事者より報告を求めます。

山本総務部長。

No.10 ○総務部長(山本末富君)

報告第4号 平成20年度豊明市継続費に係る精算報告についてご説明を申し上げます。

継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告をするものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

今回、ご報告をいたしますのは、平成19年度当初予算に、継続費の経費の総額及び年割額をお認めいただきました沓掛小学校の校舎の増築工事が完了いたしましたので、継続費精算報告書によりご報告をするものでございます。

報告書の左側の全体計画では、平成19年度に1億8,762万円、平成20年度は3月補正後の数値で1億9,192万6,000円の合計3億7,954万6,000円をお認めいただきました。

実績といたしましては、19年度が1億5,101万3,520円、20年度が2億2,853万2,080円で、合計3億7,954万5,600円の執行となり、この結果、400円が執行残として残ったものでございます。

以上で精算報告を終わります。

No.11 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、報告第5号について理事者より報告を求めます。

山本総務部長。

No.12 ○総務部長(山本末富君)

報告第5号 健全化判断比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成20年度における豊明市の財政健全化判断比率及び資金不足比率につきまして監査委員の審査に付し、その意見書をつけて別添のとおりご報告するものでございます。

それでは、内容をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

1の実質赤字比率は、平成20年度の一般会計に土地取得特別会計と墓園事業特別会計を加えた普通会計でございます。

その収支の赤字額の標準財政規模に対する割合を示すものでございます。

イエローカードに当たります早期健全化基準は13.06%、それより状況が悪くなったレッドカードに当たります財政再生基準は20.00%でございます。

本市の場合は、5.35%の黒字、額にいたしますと6億4,189万4,000円であり、赤字ではありませんので、バーで表示されております。

2の連結実質赤字比率は、20年度の一般会計及びすべての特別会計を含めました全会計の収支の赤字比率を示すものであります。

早期健全化基準は18.06%、財政再生基準は40.00%でございます。

こちらのほうも8.26%の黒字、9億9,131万9,000円の黒字でありますので、バーで表示されております。

3の実質公債費比率は、一般会計や特別会計などの地方債の償還に充てたものの比率で、平成18、19、20年度の3カ年の平均であり、早期健全化基準は25.0%、財政再生基準は35.0%であり、本市の数値は7.5%であります。

4の将来負担比率は、本市が将来負担する地方債、組合等の負担見込み、土地開発公社の債務負担などの負担に、基金など充当可能財源を考慮し、標準財政規模を基本とした額に対する比率で、早期健全化基準は350.0%で、本市の数値は28.8%で、大幅に下回っております。

5の公営企業における資金不足比率は、本市の公営企業であります下水道事業特別会計、農村集落家庭排水施設特別会計の資金不足比率でございます。

下水道事業特別会計は6,870万4,000円の余剰額、農村集落家庭排水施設特別会計は1,233万1,000円の余剰額であり、資金不足は生じておりませんので、バーで表示されております。

なお、一般会計から下水道事業特別会計には8億7,545万2,000円、農村集落家庭排水施設特別会計には2,585万6,000円を繰り出した結果の黒字であることを申し添えまして、説明を終わります。

No.13 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、報告第6号について理事者より報告を求めます。

平野市民部長。

No.14 ○市民部長(平野 隆君)

報告第6号 専決処分事項の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を別添のとおり専決いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページをごらんください。

専決第3号 損害賠償の額の専決処分書。

地方自治法第 180 条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を専決したものでございます。

専決日は、平成 21 年8月3日であります。

記といたしまして、損害賠償額は 29 万 850 円でございます。

原因は、公用車の接触による物損事故でございます。

事故の概要でございます。

なお、資料の配付をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

平成 21 年7月 22 日水曜日、午後1時 30 分ごろ、市内前後町仙人塚地内におきまして、これは仙人塚集会所の東側に当たります。におきまして、じんかい収集車、パッカー車による不燃ごみ収集のため走行中、クランクした道路を右折しようとしたところ、右に寄り過ぎまして、車両後部を相手方の自宅周辺フェンスに接触させ、損傷させてしまったものであり、過失割合は市が 100%であります。

事故後、職員には安全運転を徹底するよう指導したところであります。

今後、こうした事故が起こらないよう万全を期し、業務に当たっていきたく思っております。

ご迷惑をおかけして、大変申しわけありませんでした。

終わります。

No.15 ○議長(坂下勝保議員)

理事者の報告は終わりました。

ただいまの報告について質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.16 ○15番(山盛左千江議員)

報告第5号の健全化判断比率についてお伺いいたします。

まず、前年度と比較して計算方法というか、何か変更があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、実質赤字比率、連結実質赤字比率については、今年度の金額をそれぞれに今ご報告をいただきましたけれども、前年度と比較して幾ら黒字額が増えたのか、その金額について教えていただきたいと思います。

それから、特に2つ目の連結実質赤字比率の増加の要因について、当局はどのように考えていらっしゃるのか、それについてもお知らせください。お願いします。

No.17 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.18 ○総務部長(山本末富君)

計算方法は変わってはおりません。

それから、実質赤字比率と連結実質赤字比率の前年との対比をもう少し詳しく申し上げますと、本年度は実質赤字比率が5.3%の黒字、前年度が6.19%の黒字でありました。本年度のほうが若干数字が落ちております。

こちらのほうは、一般会計の繰越金のほうが、前年よりも約1億円ほど繰越金額が少なくなったことに伴いましての、収支額が落ちたためでございます。

次に、連結実質赤字比率、こちらのほうは本年度が8.26%の黒字、前年度のほうが7.35%の黒字であり、こちらのほうは逆に1%ほど、数字のほうがよくなってきております。

こちらのほうは、特別会計の中の国保の特別会計の繰越額が前年に比べまして、逆にこちらのほうは約1億円ほど上回ってきております。

そういったことで、繰越額が多くなったから、実質収支のほうも数字がよくなったものでございます。

以上で終わります。

No.19 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.20 ○15番(山盛左千江議員)

健全化判断比率には、基金の残高が反映されないような計算の仕方というか、そういうふうになっているものですから、監査委員さんの意見書を見ますと、基金の残高の極端な減少が見られて、財政状況が極めて厳しい状態と言えるというふうな意見書がつけ加えら

れているんですけれども、市全体としてはこれを見る限り、悪くなっているというよりも、逆によくなっているというふうにも、数字的には見えるんですけれども、財政当局としては、基金も含めてどのような判断をしていらっしゃるのか。

それから、今の連結赤字決算、国保のほうの繰り越しが増額したというふうに、国保のほうにお金を出さなくてもよくなったからということですよ、一般会計のほうから。

というふうに思うんですが、その理由は、国保の保険料の上限の引き上げが、20年度からされていたと思うんですけれども、そういったことによって、いい数字につながったというふうに考えても間違いじゃないかどうか、お聞きしたいと思います。

お願いします。

No.21 ○議長(坂下勝保議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.22 ○総務部長(山本末富君)

まず、基金のほうからお答えをいたします。

基金のほうに影響を与えていますのは、将来負担比率、こちらのほうは基金のほうが増味されております。

そちら以外のほうは、実質赤字比率とか連結実質赤字比率、こちらのほうは単年度の収支を見ますので、20年度の決算が単純に赤字かどうか、そういった点を見ますので、基金、いわゆる資産的な価値のほうは、余り着目がされておられません。

ですから、本市の場合、資産的な部分で非常に基金が減少して、体力がないというようなことが言えると思います。

ですから、人間のほうで申し上げますと、体力が落ちてきたときに風邪などが流行したりすると、一気に風邪を引きやすくなっていると、そんなような状況でありますので、何かあれば、突発的な支出が必要なことが生じた場合、それだけ余裕がない。家庭でいうところの貯金のようなものがないものですから、通常の部分は何とかやりくりができて、そういった突発的なものには対応がしづらいということが言えると思います。

それから、国保のほうでございますけれども、確かに限度額が上がった部分も貢献していると思いますが、20年のこの冬ですね、冬に風邪が余り大きく流行しなかった。医療費が伸びなかった、そういったものが一番の大きな原因であるというふうに考えております。

以上で終わります。

No.23 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.24 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、日程4を終わります。
日程5、議案上程・提案説明・討論・採決に入ります。
初めに、議案第 56 号を議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。
相羽市長。

No.25 ○市長(相羽英勝君)

議案第 56 号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。
お手元の資料、下記の者は、平成 21 年 12 月 31 日任期満了となりますので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。
記としましては、住所 豊明市栄町裏畑 61 番地、氏名 都築和男、生年月日 昭和 13 年 7 月 15 日生まれ。
この案を提出させていただきますのは、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める必要があるからでございます。
ご承知のように、都築さんにつきましては、次の略歴にありますように、昭和 36 年から 38 年間、教職員として教鞭をとられ、平成 11 年 3 月に愛知県立名古屋擁護学校校長を最後に退任をされておられます。
都築さんは、平成 12 年から人権擁護委員として 3 期、お務めをいただいておりますので、既にご承知の方も多いかと存じますが、その高潔な人格と実直な性格で、多くの人々から親しまれ、識見も大変豊かな方でございます。
また、平成 16 年 6 月からは豊明市社会福祉協議会会長としてもご活躍をいただいております。今後も今までの経験豊富なことを生かしまして、ご活躍をいただけるものと確信をいたしております。
したがって、引き続きお務めをいただきたく、推薦するものであります。
なお、任期は 12 月末日であります。法務省への委嘱日の 2 カ月前に推薦書を送付することになっておりますので、今定例会に提案をさせていただくものであります。
以上、議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げて、提案説明とさせていただきます。
よろしく願いをいたします。

No.26 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。
本案は人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入りま

す。

討論のある方は挙手を願います。

平野龍司議員。

No.27 ○7番(平野龍司議員)

議長よりご指名をいただきましたので、議案第 56 号 人権擁護委員候補者の推薦について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、市長より紹介がありました都築和男氏ですが、皆さんもご存じのとおり、昨年秋の叙勲で福祉教育の功績が認められて瑞宝章受賞を受けられ、人物的にも申し分のない方でございます。

今まで長年、人権擁護委員を務められ、今回4期目になりますが、この間、社会福祉協議会の会長としても、今日まで福祉の面で大変貢献されております。

また、地元大脇でもコミュニティーセンターの館長として、地域で活躍をいただいております。

責任感も強く、職務の重要性も認識され、行政についてのご理解も深く、また地域の住民からの信望も厚く、長年の経験により、人と人とのつながりを特に大切にされている方であり、本委員の性格上、最適任者であると思います。

各議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げて、議案第 56 号の賛成討論といたします。

No.28 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

松山廣見議員。

No.29 ○13番(松山廣見議員)

議案第 56 号 人権擁護委員候補者の推薦について、議長よりお許しをいただきましたので、公明党市議団を代表して賛成討論をいたします。

ただいま、市長よりご紹介のとおり、都築和男氏は長年にわたり愛知県の養護学校、特殊教育の充実と発展に情熱を傾注され、その功績は県下ではもちろん、全国的な方でもあります。

県の立場で数々の重責を全うしつつ、愛知県特別支援教育推進連盟理事長、愛知県特別支援教育推進連盟顧問として活躍中で、人望の高さがうかがえます。

豊明市での活躍は平成 12 年より人権擁護委員に、平成 16 年には社会福祉協議会会長に就任され、福祉の向上に貢献されております。

また昨年、秋の叙勲を受賞されました。よって、人格、見識ともにすぐれ、過去の略歴、公職から見ても、市民の基本的な人権を守り、普及高揚に努める人権擁護委員には最適者

であります。

全議員のご賛同をお願いし、賛成討論といたします。

No.30 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.31 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 56 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.32 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 57 号を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

相羽市長。

No.33 ○市長(相羽英勝君)

議案第 57 号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、ご説明を申し上げます。

皆さんのお手元にありますように、下記の者は、平成 21 年 12 月 31 日任期満了となりま
すので、同人を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

記といたしまして、住所 豊明市新田町吉池2番地 20、氏名 福井美奈子さん、生年月
日 昭和 23 年3月 11 日生まれ。

この案を提出するのは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を
求める必要があるからであります。

福井さんにつきましては、次の略歴にもありますように、昭和 58 年に市内において司法
書士事務所を開設され、現在、司法書士として活躍をされておられます。

また、市の個人情報保護審議会委員及び都市計画審議会委員などもお務めいただい
ているわけであります。

平成 12 年から人権擁護委員として3期、お務めをいただいておりますが、人格識見とも
に大変豊かな方でいらっやいまして、今後も今までの経験や豊富な見識を生かして、ご
活躍をいただけるものと確信をいたしております。引き続き、お務めいただきたく推薦する
ものであります。

なお、任期は 12 月末日であります。法務省へ委嘱日の2カ月前に推薦書を送付する

ことになっておりますので、今定例会に提案するものであります。

以上、議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げて、提案理由とさせていただきます。
よろしく願いをいたします。

No.34 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

本件も人事案件でありますので、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

村山金敏議員。

No.35 ○11番(村山金敏議員)

議長のご指名をいただきましたので、議案第 57 号 人権擁護委員候補者の推薦について賛成の討論をさせていただきます。

さて、福井美奈子氏であります。平成 12 年より3期にわたり人権擁護委員としてご活躍されております。この間、基本的人権侵犯の監視と救済や自由人権思想の普及高揚など、人権擁護運動の助長等の職務全般において精力的に活動され、当市の人権擁護政策に大きく寄与されています。

また、略歴にありますように、豊明市行政改革推進委員を始め豊明市個人情報保護審議会委員等々を歴任され、当市の行政の実情も熟知しておられ、人格識見も豊富な方です。

個人としても司法書士、行政書士としても、気軽に相談と指導をしていただけるとのこと、市民の信頼も厚く、人権擁護委員として最適者であります。

本年 12 月に任期満了ということですが、この推薦について議員諸氏のご賛同をお願いするとともに、福井美奈子氏には豊明市の人権擁護政策のますますの発展にご尽力いただけることを期待し、討論といたします。

以上。

No.36 ○議長(坂下勝保議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.37 ○議長(坂下勝保議員)

これにて、討論を終結し採決に入ります。

議案第 57 号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.38 ○議長(坂下勝保議員)

ご異議なしと認めます。よって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

以上で日程5を終わります。

日程6、認定議案上程・提案説明に入ります。

認定議案第1号から認定議案第 10 号までの 10 件を一括議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。

石川副市長。

No.39 ○副市長(石川源一君)

認定議案のご説明を申し上げます。

認定議案第1号から第 10 号までにつきましては、平成 20 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算でございます。

平成 20 年度豊明市歳入歳出決算書の2ページをお開きください。

平成 20 年度豊明市会計別総括表の決算額の欄でご説明をいたします。

まず、一般会計であります。歳入は 177 億 7,615 万 8,617 円で、歳出は 171 億 5,692 万 1,930 円であります。歳入歳出差引残額は6億 1,923 万 6,687 円であります。

続いて、特別会計のご説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入は 60 億 1,695 万 8,156 円で、歳出は 58 億 7,315 万 819 円であります。差引残額は1億 4,380 万 7,337 円であります。

下水道事業特別会計の歳入は 17 億 7,921 万 2,384 円で、歳出は 17 億 1,050 万 8,383 円であります。差引残額は 6,870 万 4,001 円であります。

土地取得特別会計の歳入は 180 万 5,752 円で、歳出も同額 180 万 5,752 円でありまして、差引残額は0円であります。

墓園事業特別会計の歳入は 4,649 万 2,965 円で、歳出は 2,060 万 411 円であります。差引残額は 2,589 万 2,554 円であります。

老人保健特別会計の歳入は4億 2,613 万 3,929 円で、歳出は3億 7,400 万 8,830 円であります。差引残額は 5,212 万 5,099 円であります。

農村集落家庭排水施設特別会計の歳入は1億 3,656 万 9,278 円で、歳出は1億 2,423 万 7,920 円であります。差引残額は 1,233 万 1,358 円であります。

有料駐車場事業特別会計の歳入は 5,597 万 1,517 円、歳出は 5,439 万 4,222 円で、差引残額は 157 万 7,295 円であります。

介護保険特別会計の歳入は 29 億 743 万 8,106 円で、歳出は 28 億 4,025 万 7,729 円であります。差引残額は 6,718 万 377 円であります。

平成 20 年度からの後期高齢者医療特別会計の歳入は5億 669 万 462 円で、歳出は5億 299 万 102 円であります。差引残額は 370 万 360 円となりました。

一般会計、特別会計の総合計は、歳入 296 億 5,343 万 1,166 円、歳出は 286 億 5,887 万 6,098 円であります。歳入歳出差引残額は9億 9,455 万 5,068 円でございます。

以上の決算書に主要施策の成果及び予算執行の実績報告書と監査委員の審査意見書を添えてご提案いたしておりますので、よろしくご審議の上、認定をいただきますようお願い申し上げます。

以上で認定議案の説明を終わります。

No.40 ○議長(坂下勝保議員)

提案理由の説明は終わりました。

続いて、代表監査委員より決算審査の結果について報告を願います。

古橋代表監査委員。

No.41 ○代表監査委員(古橋洋一君)

ただいま、議長よりご指名をいただきましたので、監査委員を代表しまして、平成 20 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査の結果と意見を申し上げます。

審査の対象としましては、平成 20 年度一般会計及び国民健康保険、下水道事業、土地取得、墓園事業、老人保健、農村集落家庭排水施設、有料駐車場事業、介護保険、後期高齢者医療の9特別会計と土地開発基金を対象としました。

次に、審査の期間は、平成 21 年6月 26 日から同年7月 24 日まで実施し、審査の方法につきましては、地方自治法第 233 条第2項の規定に基づき、審査に付された決算書及びそれに伴う調書を歳入・歳出簿その他関係諸帳簿、証書類を調査照合するとともに、関係職員の説明を聴取し、決算計数の正確性、予算の執行状況の適否について審査をしました。

その結果について申し上げますと、各会計歳入歳出決算書及びその他の調書は、いずれもその計数は正確であり、決算の内容及び予算の執行状況も正確に表示されており、財政はおおむね適切に運営されているものと認められました。

なお、各会計に関する審査の内容につきましては、お手元に配付させていただきました平成 20 年度豊明市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用審査状況意見書のとおりでございます。

次に、総体的な意見を述べますが、金額につきましてはおよその金額で申し上げます。

平成 20 年度の我が国の経済情勢は、世界不況の影響を大きく受け、大変厳しい状況であり、地方自治体においても依然深刻な状態が続いております。

こうした経済状況の中で、本市の決算収支状況は、一般及び特別会計の決算総額とい

たしましては、歳入は 296 億 5,343 万円、歳出は 286 億 5,887 万円となっており、形式収支は 9 億 9,455 万円であります。

一般会計における実質収支額は 6 億 2,000 万円、特別会計においては 3 億 6,000 万円と、それぞれ黒字を計上しております。

また、単年度収支については、一般会計は赤字、特別会計は黒字であり、全会計の合計した決算総額の単年度収支については、9,000 万円の黒字となっております。

歳入については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較しますと 28 億 8,000 万円、率で 8.9%の減収であります。

その中で、自主財源の根幹である市税は、わずかながら 9,000 万円の増収となっております。

次に、市債の状況であります。20 年度現在は 244 億 3,000 万円で、前年度と比較して金額で 7 億 3,000 万円、率では 2.9%の減少となっております。

なお、一般会計では収入未済額が 15 億 3,000 万円、不納欠損額が 2,000 万円、特別会計では収入未済額が 7 億 6,000 万円、不納欠損額が 6,000 万円となっております。

収入未済額については、定額給付金を始めとする国庫補助金を除いた収入未済額については、その要因を分析した上で収入未済額が解消されるよう検討を重ね、自主財源の安定確保に一層の努力をしていただきたいと要望するものであります。

歳出については、一般会計及び特別会計を合わせて、前年度と比較しますと金額で 29 億 4,000 万円、率で 9.3%の減少であります。

以上のような決算内容にあつて、今後においても財政状況は厳しいものであると予測されますので、今後においても各施策の十分な検討と慎重な選択をされるとともに、歳入における自主財源の確実な確保のために、なお一層の努力や見直しをされること。

また、各種委託料、補助金、工事請負費を始めとする歳出においては、適切かつ有効的な執行をなされ、財政の健全性を常に意識された行財政運営に取り組みまれることを要望し、審査意見といたします。

No.42 ○議長(坂下勝保議員)

ご苦労さまでした。

以上で認定議案の説明を終わります。

ここで、10 分間休憩といたします。

午前10時53分休憩

午前11時3分再開

No.43 ○議長(坂下勝保議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程7、議案上程・提案説明に入ります。

議案第 58 号から議案第 70 号までの 13 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 58 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

三治経済建設部長。

No.44 ○経済建設部長(三治金行君)

議案第 58 号についてご説明をいたします。

市道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定に基づき、市道の路線を認定するものでございます。

記といたしまして、路線番号 1651、路線名 間米 74 号、起点といたしまして豊明市間米町敷田 1271 番 71 地先、終点といたしまして豊明市間米町鶴根 1072 番7地先でございます。

この案を提出するのは、市道として管理するために、新たに市道認定する必要があるからでございます。

場所をご説明いたしますので、次のページをお願いいたします。

図面の上の部分のところは名古屋市、真ん中から下の部分が豊明市という、名古屋市との境に近い場所でございます。

中京競馬場の北側に当たりまして、この中に丸Pと書いてございますけれども、中京競馬場の駐車場でございます。

それから、右に一点斜線が2本ございます。これは現在、熊野豊明線を施工中でございまして、この路線に通じる路線を認定するものでございます。

終わります。

No.45 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 59 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.46 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 59 号 豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正の必要があるからであります。

1枚、おめくりください。

今回は本文の改正はなく、附則のみの改正であります。

主な改正点は、4点あります。

まず上から4行目、附則第8項中「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加えとありますのは、先物取引に係る譲渡所得を新たに損益通算の対象とするものであります。

続きまして、真ん中少し上であります、附則第7項を新たに加えるものであります。

これは上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算を国保税の算定においても行うものであります。

続きまして、下から9行目をお願いいたします。

附則第3項中「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加えとありますのは、平成21年及び22年中に取得した土地を5年以上所有し、その後に譲渡した場合の所得、長期譲渡所得について1,000万円の特別控除を、国保税の算定にも適用するものであります。

続きましてその下、附則第3項を新たに加えるものであります。

これは上場株式等に係る配当所得について申告分離課税を選択した場合には、国保税の課税対象とするものであります。

1枚、おめくりください。

上から5行目、附則であります。

この条例は、平成22年1月1日から施行するものであります。

ただし、(1)の附則第3項の改正規定、これは長期譲渡所得に係る規定であります、これを平成22年4月1日から、その下(2)の附則第8項の改正規定は、先物取引に係る損益通算に譲渡所得を加える規定であります、これを平成23年1月1日からそれぞれ施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.47 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第60号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.48 ○総務部長(山本末富君)

議案第60号 豊明市土地開発基金条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市土地開発基金条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、積立金の一部を処分できるようにするため、必要があるからでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

内容といたしましては、第6条の次に処分条項を追加し、第7条とするものでございます。

第7条 基金は、市長が特に必要があると認める場合に限り、かつ、基金の運用を妨げない限度において、予算の定めるところにより、その一部を処分することができる。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.49 ○議長(坂下勝保議員)

続いて議案第 61 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.50 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 61 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正の必要があるからであります。

1枚、おめくりください。

今回の改正内容は、後期高齢者医療の保険料における延滞金を軽減するものであります。

まず上から3行目、第6条第1項中の延滞金の軽減期間「1月」を「3月」に改めるものであります。

続きまして、その下であります、附則第3条を新たに加えて、延滞金の率の軽減を図るものであります。

内容といたしまして、現行は、軽減期間におきましては、延滞金の率が年 7.3%となっておりますが、それを特例基準割合、これは前年の 11 月 30 日において、日本銀行が定めず基準割引率に年4%の割合を加算した割合であります、これと 7.3%の低いほうの率で計算をするものであります。

ちなみに、平成 21 年の特例基準割合は 4.5%となっております。

附則といたしまして、この条例は平成 22 年1月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.51 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 62 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.52 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第62号 豊明市国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

豊明市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものであります。

この案を提出いたしますのは、健康保険法施行令の一部改正に伴い改正の必要があるからであります。

1枚、おめくりください。

今回の改正は、出産育児一時金の額を引き上げるものであります。

本文の改正はなく、附則第4項を新たに加えるものであります。

附則第4項の内容といたしまして、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金の額を、現行の35万円から39万円に、4万円引き上げるものであります。

なお、現行条例によりまして、産科医療補償制度に加入している分娩機関にて出産をした場合には、さらに3万円が加算されまして、合計42万円が支給されるものであります。

附則といたしまして、この条例は平成21年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.53 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第63号について理事者より提案理由の説明を求めます。

畑中健康福祉部次長。

No.54 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第63号 豊明市介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出いたしますのは、「社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、必要があるからでございます。

内容の説明を行いますので、次のページをごらんください。

第7条は、延滞金を規定している条文でございますが、条文中、「1月」を「3月」に改めます。

これは、延滞金利率の軽減期間を「1月」から「3月」に延長するものでございます。

次の附則の第6条でございますが、これは延滞金の割合の特例を規定している条文で

ございますが、条文中「第9条」を「第7条」に改めます。

これは、条ずれ箇所を今回改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日ですが、平成 22 年1月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

No.55 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 64 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山崎消防長。

No.56 ○消防長(山崎 力君)

議案第 64 号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

この条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものでございます。

この案を提出するのは、消防法の一部改正に伴い、必要があるからでございます。

1枚、はねていただきたいと思えます。

条例の第2条中「同法第 35 条の7第1項」を「同法第 35 条の 10 第1項」に改めるものでございます。

これは、消防法の第 35 条関係が改正されたために、条ずれが生じたために改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 21 年 11 月1日から施行するものでございます。

終わります。

No.57 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 65 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

宮田企画部長。

No.58 ○企画部長(宮田恒治君)

議案第 65 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明申し上げます。

この案を提出しますのは、地方自治法第 290 条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から春日町を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、協議するため必要があるからであります。

この規約の変更の理由は、春日町が清須市に合併されることによって、当該組合から春日町を脱退させ、また、「海部地区休日診療所組合」が「海部地区急病診療所組合」に名称変更するため、当該組合規約の変更を行っていくためであります。

条文の説明をしますので、次のページをお願いいたします。

3行目の別表第1とありますのは、ここは組合を構成する市町等が記載された表です。

この表から「春日町」を削除し、「海部地区休日診療所組合」を「海部地区急病診療所組合」に名称を変更いたします。

次の別表第2は、議員の選挙区、定数及び選挙区の組合市町村等を記載した表ですが、ここも第1表のとおり、「春日町」を削除し、「海部地区休日診療所組合」の名称を変更していくものであります。

附則といたしまして、附則の1の施行日は、平成21年10月1日とし、附則の2は、脱退した後の議員の取り扱いを規定したものであります。

以上で説明を終わります。

No.59 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第66号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.60 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

議案第66号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてご説明を申し上げます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、平成21年9月30日をもって西春日井郡春日町を脱退させることとし、愛知県後期高齢者医療広域連合規約(平成19年3月20日愛知県知事許可)の一部を別添のとおり改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

この案を提出いたしますのは、平成21年10月1日から西春日井郡春日町を廃し、その区域を清須市に編入するため、規約を改正する必要があるからであります。

1枚、おめくりください。

今回の改正内容は、愛知県広域連合より春日町を脱退させるため、別表第2中の「春日町」を削るものであります。

附則といたしまして、この規約は平成21年10月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

No.61 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第67号について理事者より提案理由の説明を求めます。

山本総務部長。

No.62 ○総務部長(山本末富君)

議案第 67 号 平成 21 年度豊明市一般会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2億 8,615 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 176 億 2,224 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明をいたしますので、12 ページ、13 ページをお開きください。

2款1項7目 庁舎維持管理事業の施設清掃委託料 400 万円の減につきましては、入札残でございます。

2款2項2目 徴収計算事業の過誤納還付金 900 万円の増につきましては、主に法人市民税が不景気により、当初の見込みより大幅に減収減益となったことにより、還付金が増大したためでございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項2目 老人福祉事業のシルバー人材センター補助金 647 万 4,000 円の増につきましては、事務局長の変更による人件費のアップに伴っての増でございます。

次は、ページの下の方になりますけれども、後期高齢者医療事業の後期高齢者医療療養給付費負担金1億 530 万 7,000 円の増につきましては、平成 20 年度の後期高齢者医療療養給付費の精算による増と、21 年度の不足見込額の合計でございます。

次のページをお願いいたします。

17 ページでございますが、ページの一番下になりますけれども、3款2項3目 第2次子育て応援特別手当支給事業の子育て応援特別手当給付金 7,560 万円は、今回は、3歳から5歳の第1子から対象で、対象者数は約 2,100 人を想定しております。

続いて、19 ページの方をお願いいたします。

3款3項2目 扶助事業の住宅手当緊急特別措置費 490 万 7,000 円は、職とともに住居をも失った失業者に、最長6カ月間、住宅手当を支給するものでございます。

次は、4款1項2目 各種診断事業の成人病診断等委託料 660 万 1,000 円の増は、医療機関でのがん検診者の増によるものでございます。

4款2項1目 清掃事業の資源ごみ回収委託料 700 万円の減と、一番下の生ごみ減量推進事業委託料 300 万円の減は、ともに契約残でございます。

21 ページをお願いいたします。

8款3項2目 河川維持修繕事業の河川維持管理委託料 408 万 5,000 円は、河川の草刈り及び伐採業務で緊急雇用創出事業でございます。

次は、8款4項3目 桜ヶ丘沓掛線改良事業の桜ヶ丘沓掛線用地購入費 5,598 万 8,000 円の増と、その下の大原公園用地購入費 2,030 万 9,000 円の増は、JRAからの競馬場周辺整備事業寄附金が当初の見込みよりも大幅に増額されたものに伴っての歳出の増でございます。

続きまして、23 ページをお願いいたします。

10 款1項3目 教育振興事務事業の社会人経験教員補助・特別支援員事業業務 891 万

円は、社会人経験のある教員補助や特別支援員を雇用することにより、個々の特性に合ったきめ細やかな対応や、それぞれの発達障害児に合った教育を実施するもの。

次の定住外国人日本語教育推進事業業務の350万3,000円は、定住の外国人に対し、より授業がわかるように通訳の雇用であり、ともに緊急雇用創出事業でございます。

次は、10款2項1目 小学校施設維持管理事業の各小学校営繕工事費1,300万円の減は、主に豊明小学校の入札残でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

10款2項1目 小学校管理事務事業の管理用備品購入費4,149万6,000円の増につきましては、22年度から3年間でリース期間が満了となる教職員用のパソコンを、ICTの補助金を利用して前倒し購入をするものでございます。

次は、10款3項1目 中学校施設維持管理事業の各中学校営繕工事費5,000万円の減は、工事面積の減少や鉄筋量の減少など設計の精査によるものと、入札残によるものでございます。

次の管理用備品購入費537万6,000円の増は、中学校の教職員用のパソコンを、小学校と同様にICTの補助金を利用して前倒し購入をするものでございます。

以上で歳出を終わり、歳入のご説明をいたしますので、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入のほうですけれども、9款1項1目1節でありますけれども、普通交付税7,406万5,000円の増は、基準財政収入額、主に市税でございますけれども、こちらのほうの減少によるものでございます。

13款2項1目4節のセーフティネット支援対策等事業費補助金490万7,000円の増は、歳出の19ページのところで説明しました住宅手当緊急特別措置費の490万7,000円に合致するものでございます。

次は、5節の子育て応援特別手当事業費の補助金は、手当の事業費の補助金が7,560万円、事務費の補助金が396万1,000円でございます。

今回の第2次分は、3歳から5歳の第1子から対象となるものでございます。

次は、土木費国庫補助金で大原公園整備事業費補助金400万円の増は、大原公園の用地購入費に対応したものです。

次の教育費になりますけれども、幼稚園就園奨励費補助金52万8,000円の増は、国の補助基準の変更によるものです。

次の公立学校施設整備費補助金1,813万8,000円の増は、豊明小学校、栄中学校の耐震補強工事の補助基準の変更によるものでございます。

一番下の学校情報通信技術環境整備事業補助金2,343万6,000円の増は、小中学校の教職員用パソコンの購入に対する補助金でございます。

次のページをお願いいたします。

14款2項2目 障害者自立支援対策臨時特例基金市町村費補助金151万8,000円の増

は、15 ページの歳出の事務処理安定化支援事業補助金の 202 万 5,000 円がございますけれども、これは障害者自立支援法制定後、複雑になりました事務処理に対し、市からゆたか苑、メイツに対して補助をするものであり、そのうちの4分の3が、こちらの県費の補助となるものでございます。

次の地域自殺対策緊急強化基金市町村等事業費補助金 95 万円は、増加しております自殺者対策として県からの全額補助で、対応する歳出は、15 ページの心身障害者事務事業でございます。

次の2節 保健衛生費補助金の妊婦健診補助金 1,626 万 3,000 円は、健診回数が5回から 14 回に増えたことによるものでございます。

次の疾病予防対策事業費等補助金 1,775 万 1,000 円は、子宮頸部がん、乳がん検診に対する県の補助金でございます。

次の緊急雇用創出事業費補助金 2,091 万 6,000 円の増は、21 年度の2回目の追加分によるものでございます。

次は一番下になりますけれども、16 款1項1目1節 一般寄附金の競馬場周辺整備事業寄附金 5,356 万円の増は、熊野豊明線の事業採択による増でございます。

次のページをお願いいたします。

18 款1項1目1節 前年度繰越金 1,556 万 1,000 円の増につきましては、今回の補正で不足する部分を、前年度繰越金をもって充てるものであり、繰越金の残額は、これにより約2億 2,500 万円となります。

次、20 款でございますけれども、学校施設改修事業 4,500 万円の減につきましては、学校の耐震補強工事の事業費の減に伴っての減でございます。

それでは、5ページをお願いいたします。

地方債の補正のほうでございますけれども、今申し上げましたように、学校施設改修事業債、市債のほうで 4,500 万円減少したことによりまして、限度額も変更をするものでございます。

以上でご説明を終わります。

No.63 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 68 号について理事者より提案理由の説明を求めます。

神谷健康福祉部次長。

No.64 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 68 号 平成 21 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 361 万 9,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ 55 億 9,891 万 9,000 円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、補正予算書の6ページ、7ページをごらんください。

まず、一番上ではありますが、出産育児一時金を 200 万円増額をするものであります。

これは、10 月1日より出産育児一時金の額が改定されることに伴い、50 人分を引き上げるものであります。

続きましてその下、支払事務委託料1万 1,000 円を新規に増額するものであります。

これは、10 月1日より出産育児一時金の医療機関への直接払い制度が始まりますので、その国保連合会への1件 210 円の事務委託料であります。

続きまして下の表、11 款 諸支出金、1 項6目 高額療養費特別支給金 160 万 8,000 円を新規に増額をするものであります。

これは、国保から後期高齢者医療制度へ移行される 75 歳の誕生月において、高額療養費の限度額が国保と後期高齢の合算額となり、不利益となっておりましたので、本年2月1日より誕生月の限度額をそれぞれ半額とする措置がとられておりますが、これを昨年の4月から12 月分につきましても、さかのぼって同様の取り扱いとするために支給をするものであります。

なお、この財源につきましては全額、国より措置をされることとなっております。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

まず一番上、財政調整交付金を 160 万 8,000 円増額をするものであります。

これは先ほど、歳出にてご説明をいたしました高額療養費特別支給金の全額が、国より措置をされるものであります。

続きましてその下、出産育児一時金補助金を新規で 100 万円増額をするものであります。

これは、制度改正によります新規の国の補助金ではありますが、今回の引上額の2分の1が補助をされるものであります。

続きましてその下、繰入金の出産育児一時金等繰入金 66 万 6,000 円の増額は、歳出に計上いたしました出産育児一時金の3分の2相当額を、一般会計より法定繰り入れをするものであります。

最後に、一番下のその他繰越金 34 万 5,000 円の増額は、同じく出産育児一時金の3分の1相当額と、医療機関への直接払いに係る事務委託料分に繰越金を充てるものであります。

以上で説明を終わります。

続いて、議案第 69 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
畑中健康福祉部次長。

No.66 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

議案第 69 号 平成 21 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 639 万 9,000 円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、6、7ページをお開きください。

1款1項1目 一般管理費 29 万 9,000 円の増につきましては、電算関係委託料、これは延滞金の軽減期間延長に伴うシステム改修費でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、4、5ページへお戻りください。

7款1項4目 その他一般会計繰入金 29 万 9,000 円の増につきましては、事務費繰入金でございます。

以上で説明を終わります。

No.67 ○議長(坂下勝保議員)

続いて、議案第 70 号について理事者より提案理由の説明を求めます。
神谷健康福祉部次長。

No.68 ○健康福祉部次長(神谷巳代志君)

それでは、議案第 70 号 平成 21 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

1ページをごらんください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29 万 9,000 円を追加しまして、歳入歳出それぞれ5億 4,089 万 9,000 円とするものであります。

歳出からご説明をいたしますので、6ページ、7ページをごらんください。

1款 総務費、徴収費の電算関係委託料 29 万 9,000 円増額をするものであります。

これは、先ほどの議案第 69 号と同様、後期高齢者医療制度におきます保険料の延滞金の軽減に係るシステム改修費用であります。

続きまして、歳入をご説明いたしますので、4ページ、5ページをごらんください。

2款 繰入金、事務繰入金を 29 万 9,000 円増額をするものであります。

これは、歳出に計上いたしました電算関係委託料分を一般会計より繰り入れるものであ

ります。

以上で説明を終わります。

No.69 ○議長(坂下勝保議員)

以上で本日の日程は終了いたしました。

明9月2日午前 10 時より本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時38分散会